新旧対照表

(1) 計画書

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 浜田市

2 構造改革特別区域の名称

ふるさと弥栄どぶろく特区

< IH >

3 構造改革特別区域の範囲

浜田市の区域の一部(旧弥栄村)

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

本区域(旧弥栄村)は島根県西部中央の中国山地に位置し、南は旧金城町を経て広島県に隣接し、北は周布川を挟んで旧浜田市と接しています。総面積は105.5 k㎡で、そのうち約86%の91.23 k㎡が森林面積で占める山村で、日本海に注ぐ三隅川沿いを中心に標高100~500mの間に農地や27の集落が散在しています。古くから良質米の産地として、また、山林資源を活用した木炭や木材、椎茸の生産など、自然と共生した産業により生活が営まれてきました。

(2) 気候

<新>
1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

2 構造改革特別区域の名称

ふるさとはまだ果実酒・ふるさと弥栄どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

どぶろく・・・浜田市の区域の一部(旧弥栄村)

果実酒・・・・浜田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

浜田市

浜田市は島根県西部に位置し、北は日本海、南は広島県に接する地方都市です。中国山地が日本海まで迫っているため、市の大部分は丘陵地や山地であり、まとまった平地には恵まれていない一方、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然景観と天然の良港をもたらしています。総面積は689.61 k ㎡で、そのうち約79%の376.71 k ㎡が森林面積で占めます。

(2) 気候

気候は裏日本型であり、対馬暖流の影響で比較的温暖な地域になっています。また、冬季の積雪も少なく、自然環境や居住条件に恵まれた地域です。平成14年の平均気温は、旧浜田市で16.0℃、旧弥栄村(長安本郷)で12.7℃、同年の最高気温は、旧浜田市で36.6℃、旧弥栄村(長安本郷)で34.6℃、最低気温は、旧浜田市で-1.9℃、旧弥栄村(長安本郷)で-5.5℃なっています。 また、同年の年間降水量は、旧浜田市で1,326.5mm、旧弥栄村(長安本郷)で1,727.0 mmとなっています。

(3)沿革

歴史的には、藩制時代は浜田藩及び津和野藩に属し、明治22年の町村制施行で高城、長安、杵束の3村が誕生し、以後何度かの曲折を経て昭和31年に弥栄村となりました。その後、平成17年10月1日に旧浜田市と旧那賀郡4町村が合併して浜田市が発足し、今日に至っています。この間、特記すべきことは、昭和18年から20年の石見大水害、昭和38年の豪雪、昭和47年の豪雨、昭和58年の集中豪雨などの度重なる大災害の発生であり、これら再三の自然災害が村の経済・生活基盤づくりに大きく影響を及ぼしました。

(3) 沿革

浜田市は、古くは石見国と呼ばれた地域の中央部に位置し、青い海と豊かな自然に恵まれた港町です。浜田の名は、平安時代に浜を田として拓いたことに由来すると伝えられています。市内では、旧石器時代をはじめとして、それ以降の集落跡等の遺跡が各地で確認されており、多種多様な土器や石器、金属器等も出土しています。また、古墳時代には周布古墳や旭町重富のやつおもて古墳群など、数多くの古墳が各地に造られており、古くから土地が豊かで文化の栄えた地域であったことを物語っています。

古代には、国府地域に石見国府がおかれて石見国の政治・文化の中心として栄え、中世には、周布地域の周布氏、旭・金城地域の福屋氏、弥栄地域の永安氏、三隅地域の三隅氏等が台頭して各地域を支配し、勢力を伸ばしていきました。特に、周布氏は朝鮮王朝から正式に認められて交易を行っていました。

近世になると、浜田市域は津和野藩領と浜田藩領とに分かれ、津和野藩では、初代藩主の坂崎家が断絶した後、元和3(1617)年に入部した亀井家の支配が幕末まで続きました。一方、浜田藩は、元和5(1619)年に古田重治が浜田藩主として入部して、翌年に浜田城を築いて以来、4家18代248年の浜田藩政が続きました。

江戸時代後期には藩財政が厳しくなり、津和野、浜田両藩でも藩校が設立されて人材育成に取り組み、藩政改革が行われました。津和野藩では、紙の専売制の導入等によって藩財政を立て直していました。和紙の製造は浜田藩でも奨励され、国指定重要無形文化財の石州半紙をはじめ、紙漉の技術など、それぞれが地域特性として受け継がれています。

明治2年(1869年)の廃藩置県により、大森県浜田支所に、同3年浜田県となり、同9年(1876年)には島根県に合併となり、昭和15年、浜田町ほか周辺4村が合併して県下2番目の市制を施行しました。その間、明治31年(1898年)に歩兵第21連隊「浜田連隊」が開設され、併せて衛戌病院(現国立浜田病院)が整備されました。翌年(1899年)には、浜田港が開港場の指定を受け、神戸税関支署が設置されました。

大正10年(1921年)には、鉄道が敷設され、陸海交通の要衝となりました。その後、昭和8年からの浜田漁港修築・整備、同17年からの商港整備・拡充が続けられ、重要港湾浜田港及び特定第3種漁港浜田漁港を有する日本海有数の港町として整備が進められています。

また、近年では、江津道路の浜田自動車道へのアクセス、山陰本線の高

(4) 人口

本区域(旧弥栄村)の人口の推移は、大正9年では4,807人、昭和25年には5,096人、昭和の大合併直後の昭和35年には5,288人となりピークに達しました。その後、日本経済の高度成長期に伴う出稼ぎ等による人口の流出が始まり、昭和35、36年の水力発電ダム2ヵ所の建設を境として人口の減少が著しくなり、さらに昭和38年の豪雪がへき地の挙家離村を拡大して都市部への流出が雪崩的に進行し、昭和45年には2,853人と10年間で一挙にピーク時の約半数に激減しました。その後、国や県の財政支援等によって、交通網や施設などの生活基盤の整備や定住対策が功を奏し、昭和50年まで2桁の減少率であったものが、それ以降の昭和55年から平成12年の5年ごとの減少率は1桁に留まっておりますが、平成12年の国勢調査による人口統計では1,789人と1,800人を割り込んでいます。

人口の減少が続く中で、現在も継続して若者の定住に向けて各種施策に取り組んでいますが、若者が志向する都市的利便性や魅力ある就労の場が少なく、加えて基幹産業である農林業の低迷により後継者となる若年層の都市部への流出が続き、少子高齢化が人口減少に一段と拍車をかけているのが現状です。

(5) 産業の動向

産業別就業人口は、人口減少に伴い昭和35年から平成12年の40年間で就業人口総数が31%と大幅な減少するなかで、特に基幹産業である第一次産業は85%も減少し、全体の構成比が69%から33%に激減したのに対し、第二次産業の構成比は18%から28%に、第三次産業は13%

速化、隣接益田圏域内における萩・石見空港の開港、韓国との国際定期コンテナ航路の開設により環日本海地域における陸海空の交通、物流拠点に、 また、文化拠点としての島根県立大学の開学など都市基盤づくりを進めています。

平成17年10月には浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村 が合併し、人口6万3千人の新浜田市が誕生しました。

「青い海・緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」として 21 世紀に向けた新たな県西部の中核都市としてのまちづくりを進めています。

(4) 人口

<u>浜田市</u>の人口の推移は、昭和の大合併直後の昭和 35 年 10 月には 81,607 人となりピークに達しましたが、その後、日本経済の高度成長期に伴う出稼ぎ等による人口の流出が始まり、<u>ほぼ一貫して減少傾向が続いた結果、</u> 平成 19 年 10 月にはピーク時に比べて約 2 割減となりました。

その一方で、高齢者の占める割合は平成20年3月末現在で30.4%と年々上昇しており、少子高齢化が人口減少に一段と拍車をかけているのが現状です。

(5) 産業の動向

産業別就業人口は、基幹産業である第一次産業の就業人口が最も多いものの、長期的減少傾向にあり、反対に第二次産業は増加、第三次産業はや や減少しつつも全体に占める割合は依然として高い状態です。

しかし、産業別人口が第二次及び三次産業にシフトしているとはいえ、

から39%に増加しました。第一次産業中心の産業構造は昭和55年の5 0%を境に長期減少傾向にあります。

しかし、産業別人口が第二次及び三次産業にシフトしているとはいえ、本 区域(旧弥栄村)内に目立った産業はなく、一方で基幹産業である農林業 は高齢化による<u>担い手不足や</u>競争力の低下により低迷する傾向にありま す。

(6) 地域づくり

①行政の動き

本区域(旧弥栄村)では、

一次京な気候を利用して、米や大豆、トマト、ホウレンソウをはじめとする安全安心でおいしい農産物と、それらを利用した焼き米や味噌、豆腐、トマトジュースなどの付加価値の高い加工品を生産して、農業の6次産業化(農業という第1次産業をベースに、農産加工に代表される製造業=第2次産業と、宿泊施設やレストラン、農産物直売所の経営といった第3次産業を総合的に展開し、食に関してのサービス・付加価値を高めることにより、農業・農村を豊かに活力のあるものにする取り組み)をはじめとする様々な農業振興施策に取り組んできました。

四和58年には新作物の導入や販路開拓、農業後継者の育成を狙いとした「体験農園」を開園して、農業振興施策の拠点としました。この農園では、開園から導入したホウレンソウや大豆が村の振興作物となったほか、児童生徒の体験学習や農山村体験交流の場としての利用が進み、交流事業において現在のふるさと体験村の基盤を作るなど、一定の成果を残しました。四和61年には「村づくり元年」の宣言を行い、自然と山里を背景にした「都市との交流・田舎の暮らし体験」による村づくりの拠点として、第3セクターの「ふるさと体験村」整備計画が開始し、翌62年には先に策定した「コンベンションビレッジ弥栄計画(食文化を通した体験交流事業による村おこし計画)」の実施を経た後、「きんさいむらおいしいむらやさか構想」がふるさと体験村の施設整備とともに開始しました。ふるさと体験村の年間入り込み客数は、平成16年実績で約

<u>浜田市内は目立った産業に乏しく、</u>一方で基幹産業である農林水産業は 高齢化による<u>後継者・担い手不足、水揚げ高の減少、</u>競争力の低下により 低迷する傾向にあります。

(6) 地域づくり

①行政の動き

浜田市では、島根県屈指の良質な漁場を持ち、高級魚として知られるアカムツ (のどぐろ) を始めとした豊富な水産物と、それらを利用した干物、蒲鉾、赤てんなどの県外に名の知られる加工品を中心に付加価値の高い商品を送り出してきました。

また、山間部では、冷涼な気候を利用して、米や大豆、トマト、ホウレンソウをはじめとする安全安心でおいしい農産物と、それらを利用した焼き米や味噌、豆腐、トマトジュースなどの付加価値の高い加工品を生産して、農業の六次産業化(農業という第一次産業をベースに、農産加工に代表される製造業=第二次産業と、宿泊施設やレストラン、農産物直売所の経営といった第三次産業を総合的に展開し、食に関してのサービス・付加価値を高めることにより、農業・農村を豊かに活力のあるものにする取り組み)をはじめとする様々な農業振興施策に取り組んできました。

旧弥栄村において、昭和58年には新作物の導入や販路開拓、農業後継者の育成を狙いとした「体験農園」を開園して、農業振興施策の拠点としました。この農園では、開園から導入したホウレンソウや大豆が村の振興作物となったほか、児童生徒の体験学習や農山村体験交流の場としての利用が進み、交流事業において現在のふるさと体験村の基盤を作るなど、一定の成果を残しました。また、昭和61年には「村づくり元年」の宣言を行い、自然と山里を背景にした「都市との交流・田舎の暮らし体験」による村づくりの拠点として、第3セクターの「ふるさと体験村」整備計画を開始し、翌62年には先に策定した「コンベンションビレッジ弥栄計画(食文化を通した体験交流事業による村おこし計画)」の実施を経た後、「きんさいむらおいしいむら やさか構想」をふるさと体験村の施設整備とともに開始しました。ふるさと体験村の年間入り込み客数は、平成16年実績で約20,000

20,000 人であり、昭和62年の開業後18年を経過し、平成11年の約27,000 人をピークに下降線をたどっています。イベント企画や顧客満足の向上によりこれら傾向の改善に努めていますが、弥栄らしいおもてなしや体験型メニュー、魅力ある特産品が不足し、宿泊や滞在型の観光客に乏しいことが大きな課題となっています。

平成3年からは若者定住対策事業が開始し、現在70世帯余、250人余のIターン者が本区域(旧弥栄村)を第二のふるさととして生活しています。平成7年には中四国初のミニサッカー場フットサル競技場が完成し、以後多くの若者やスポーツ少年団等により、スポーツを通した地域間交流の場として利用されています。

平成14年には、旧弥栄村の振興計画で農業振興の柱に位置付けられている「おいしい食べ物づくり」を目指して農産加工場を整備し、地域資源を活用することにより農業と加工生産を融合した「おいしい食べ物づくり」の拠点とし動き出しています。また、本区域(旧弥栄村)が独自に実施している農林業研修制度により、農林業の後継者として村内で自立定着する若者も多く、次代を担う地域づくりの主役として期待されています。

このように<u>本区域</u>(旧弥栄村)では、第一次産業である農林業を柱とした農業振興と農村都市交流による様々な地域づくりが展開されています。

②地域住民の動き

昭和60年から、次代を担う地元有志の学習集団「青年セミナー」を中心に、イベントや講演会活動が展開され、全国に多くのネットワークを作り上げてきました。平成元年には島根県のまちづくり大賞を受賞し、続いて平成5年には全国まちづくり奨励賞を受賞するなどしてその活動が内外

人であり、昭和 62 年の開業後 18 年を経過し、平成 11 年の約 27,000 人をピークに下降線をたどっています。イベント企画や顧客満足の向上によりこれら傾向の改善に努めていますが、弥栄らしいおもてなしや体験型メニュー、魅力ある特産品が不足し、宿泊や滞在型の観光客に乏しいことが大きな課題となっています。

平成3年からは若者定住対策事業が開始し、現在70世帯余、250人余の I ターン者が<u>旧弥栄村</u>を第二のふるさととして生活しています。平成7年に は中四国初のミニサッカー場フットサル競技場が完成し、以後多くの若者 やスポーツ少年団等により、スポーツを通した地域間交流の場として利用 されています。

平成14年には、旧弥栄村の振興計画で農業振興の柱に位置付けられている「おいしい食べ物づくり」を目指して農産加工場を整備し、地域資源を活用することにより農業と加工生産を融合した「おいしい食べ物づくり」の拠点として動き出しています。また、旧弥栄村が独自に実施している農林業研修制度により、農林業の後継者として村内で自立定着する若者も多く、次代を担う地域づくりの主役として期待されています。

このように<u>旧弥栄村では、第一次産業である農林業を柱とした農業振興</u>と農村都市交流による様々な地域づくりが展開されています。

平成17年度には旧浜田市と旧那賀郡4町村が合併をし、県内第3位の人口を誇る市へと進化を遂げ、島根県西部の中核都市として今後の役割がますます期待されています。

さらに、浜田市への年間観光入り込み数は、近年下降線の一途をたどっていましたが、昨年度の石見銀山遺跡の世界遺産登録やしまね海洋館アクアスのシロイルカのCM出演などをきっかけとして、本地域への観光客数は一転増加の傾向を見せています。この大きなアピールチャンスをうまく活用し今後につなげていくために、基幹産業である農林水産業において地域に根ざしたツーリズムによる体験やPRを通し浜田の魅力をいかに伝えていくかが課題であり、そのための手段として特区による農業所得の向上や新規起業の促進によって地域の活性化と交流人口の増加を目指します。②地域住民の動き

昭和60年から、次代を担う地元有志の学習集団「青年セミナー」を中心に、イベントや講演会活動が展開され、全国に多くのネットワークを作り上げてきました。平成元年には島根県のまちづくり大賞を受賞し、続いて平成5年には全国まちづくり奨励賞を受賞するなどしてその活動が内外に

に評価されました。この活動の余波は地域の住民を巻き込み、村芝居の復活やNPOの誕生、環境活動における交流などにより地域づくりに大きく 貢献しています。これらの活動を通じて訪れた人達が I ターンし、民宿を 営み農業者となって村に根付き、自分の夢をかなえています。

「(有)やさか共同農場」の味噌づくりは35年前から始まり、全国的に話題にのぼる弥栄ブランドとなっています。また、平成4年から売り出された地酒「弥栄むら」は地元の米と水を使った銘酒で、平成7年からは「やさか仙人」に銘柄を変え、全国に数多くのファンを持つまでのブランドに成長しました。京都帯のメーカー「渡文(株)弥栄工場」では、京都の本社にない特許を持ち、西陣織製部門の2人が経済産業大臣認定伝統工芸士となって、訪れるお客などに機織り体験を行っています。また、カブトムシやクワガタをインターネットで販売する「やさかカブトクワガタワールド」のように、都市部でビジネス経験を積んだ後にUターンし、町の資源に目をつけ起業するという、自分の特技を活かし自立している若者も少なくありません。

住民のまちづくりは、地元に視点を置きつつも、ふるさと<u>弥栄</u>の良さを村内外にアピールしながら少しずつ<u>本区域(旧弥栄村)</u>のファンを増やしているといえます。地域を想う住民は、人口が少なくても心の過疎にならないよう、人々との交流を図りながら自分の感性を研ぎ澄まして地域づくりに取り組んでいます。

5 構造改革特別区域計画の意義

旧弥栄村新総合計画では、「他にない個性的な事業戦略プロジェクト」を中心的な施策として掲げ、住民が自信と誇りを持って本区域(旧弥栄村)で暮らせるまちづくりを進めてきました。現在、この計画に基づき、「おいしい食

評価されました。この活動の余波は地域の住民を巻き込み、村芝居の復活やNPOの誕生、環境活動における交流などにより地域づくりに大きく貢献しています。これらの活動を通じて訪れた人達が I ターンし、民宿を営み農業者となって根付き、自分の夢をかなえています。

「(有)やさか共同農場」の味噌づくりは35年前から始まり、全国的に話題にのぼる弥栄ブランドとなっています。また、平成4年から売り出された地酒「弥栄むら」は地元の米と水を使った銘酒で、平成7年からは「やさか仙人」に銘柄を変え、全国に数多くのファンを持つまでのブランドに成長しました。京都帯のメーカー「渡文(株)弥栄工場」では、京都の本社にない特許を持ち、西陣織製部門の2人が経済産業大臣認定伝統工芸士となって、訪れるお客などに機織り体験を行っています。また、カブトムシやクワガタをインターネットで販売する「やさかカブトクワガタワールド」のように、都市部でビジネス経験を積んだ後にUターンし、町の資源に目をつけ起業するという、自分の特技を活かし自立している若者も少なくありません。

住民のまちづくりは、地元に視点を置きつつも、ふるさと<u>浜田</u>の良さを 市内外にアピールしながら少しずつ<u>浜田市</u>のファンを増やしているといえ ます。地域を想う住民は、人口が少なくても心の過疎にならないよう、人々 との交流を図りながら自分の感性を研ぎ澄まして地域づくりに取り組んで います。

(7) 課題

都市部への人口流出・少子高齢化により人口の減少に歯止めのかからない中、いかに若い世代を地元への就業で確保するかが本質的な問題であり、これは特に後継者・担い手不足にあえぐ一次産業にとっては急務であるといえます。この状況に追いうちをかけるように地域間の競争が激化し、いかに他地域との差別化を計っていくかを迫られており、その差別化への切り込みとしてどぶろく特区に加え果実酒特区の実現に期待がかけられています。

5 構造改革特別区域計画の意義

浜田市が策定した浜田市総合振興計画では、浜田市の将来像を「青い海・ 緑の大地 人が輝き文化のかおるまち」とし、だれもが輝いて暮らせるまち づくりを進めています。現在、この計画に基づき、地域資源を活かした農林

一方、バブル崩壊以降の社会全体の沈滞や自治体の財政難等により地方の 社会経済は疲弊し、少子高齢化がこれに拍車をかけるという状況のなか、農 村地域の活性化や経済的効果の発揮に困難をきたしており、農村を取り巻く 状況も大きく様変わりしています。

このような状況においても、生活者のニーズやライフスタイルの変化に対応して、本当に求められる「田舎らしさ」を育て提供することが、<u>本村</u>の都市農村交流における地域づくりの課題と捉えています。

農家をはじめとする住民は、地域の豊かな自然や景観、食文化、郷土芸能、風習などの農村文化を守りながら生活しています。そのような中、<u>濁酒特区により、農家が新規に起業して農家民宿や農家レストランを開業し、自ら作った米で観光客に濁酒を供して</u>本物の農村生活体験を提供します。心温まるおもてなしにより、<u>本区域(旧弥栄村)</u>を訪れる旅行者と農家等の新たな交流が生まれることが、農村住民の生き甲斐づくりと農業所得の向上につながります。これらの取り組みは、<u>従来の農業振興政策に、</u>濁酒特区による酒米づくりと濁酒の製造を加えることで、本区域(旧弥栄村)が目指す他にない食の魅力づくりとしての「おいしい食べ物づくり」に大きく寄与するものであり、さらには、本区域(旧弥栄村)の個性と話題性が地域住民の活力につながるものと考えます。

また、観光における近年の消費者ニーズは「物見遊山型観光」から体験・参加・学習等の「テーマ型・滞在型観光」へと移行していることから、<u>濁酒特区</u>により農家民宿の起業を促進し、まつりや石見神楽等のイベント<u>及びふるさと体験村との</u>相乗効果もあわせて、<u>「どぶろくの里やさか」として弥栄独自の取り組みを展開する中で、</u>今後大きく増加が予想される滞在型観光客のニーズに応えることで、「交流」を中心とした観光振興を充実させることができます。

このように、他にない農村の魅力として、人情味あふれる地域のひとを中心に、郷土料理などの食文化、四季を通じた豊かな自然、石見神楽を始めとする伝統芸能と歴史文化などの様々な地域資源を再構築することで、都市と

水産業・商工業・観光の振興や市営住宅の整備等による定住化促進政策、田舎ツーリズムによる体験やNPOによる様々な都市との交流活動など、人と自然と文化という貴重な地域資源を活用しながら官民一体となった取り組みを展開しており、農業振興や交流人口・定住人口の拡大に大きく寄与しています。

その一方で、浜田市を取り巻く状況は、バブル崩壊以降の社会全体の沈滞や自治体の財政難等により疲弊した地方の社会経済に少子高齢化がさらに拍車をかけ、地域の活性化や経済的効果の創出をより一層困難にさせているなど、大きく様変わりしています。

このような状況においても、生活者のニーズやライフスタイルの変化に対応して、本当に求められる「田舎らしさ」を育て提供することが、<u>浜田市</u>の都市交流における地域づくりの課題と捉えています。

農家をはじめとする住民は、地域の豊かな自然や景観、食文化、郷土芸能、風習などの伝統・文化を守りながら生活しています。そのような中、既存のどぶろく特区に新たに果実酒特区が加わることで、より一層農家の新規起業を促し、また農家民宿や農家レストランなどを通して、自ら作った果実で製造した果実酒を観光客に提供していく事で本物の農村生活を体験していただきます。。心温まるおもてなしにより、浜田市を訪れる旅行者と農家等の新たな交流が生まれることが、地域住民の生き甲斐づくりと農業所得の向上につながります。これら取り組みは、どぶろく特区を含めた現在の農業振興施策に果実酒特区による果実酒の製造を加えることで既存の水産だけではない新しい浜田市の魅力を啓発し、浜田市が目指す地域資源を活かしたまちづくりに大きく寄与するものであり、さらには、浜田市の個性と話題性が地域住民の活力につながるものと考えます。

また、観光における近年の消費者ニーズは「物見遊山型観光」から体験・参加・学習等の「テーマ型・滞在型観光」へと移行していることから、<u>どぶろく特区・果実酒特区</u>により農家民宿の起業を促進し、まつりや石見神楽等のイベントとの相乗効果もあわせて、<u>地域資源を活かした取り組みを展開する中で、</u>今後大きく増加が予想される滞在型観光客のニーズに応えることで、「交流」を中心とした観光振興を充実させることができます。

このように、他にない農村の魅力として、人情味あふれる地域の人々を中心に、郷土料理などの食文化、四季を通じた豊かな自然、石見神楽を始めとする伝統芸能と歴史文化などの様々な地域資源を再構築することで、都市と

<u>農村と</u>の交流を深める<u>「やさかツーリズム」</u>を推進します。自分たちの地域は自分たちで創りあげていくという、自助と自立の精神により、行政と民間が一体となって<u>「どぶろくの里やさか」づくりに取り組み</u>内外にアピールすることにより、交流人口が飛躍的に拡大して地域が活性化されます。

これらの取り組みにより、過疎化・少子高齢化が進み、また、市町村合併に より周辺部となっても、地域住民が郷土に大きな自信と誇りを持って暮らす ことが実現できることにおいて、濁酒特区の重要な意義があると考えます。

- 6 構造改革特別区域計画の目標
 - (1)交流人口と宿泊人口の確保

現在、観光目的の宿泊施設はふるさと体験村のみであり、本区域(旧弥栄村)には他に旅館事業者が3件あります。

ここ数年交流人口が下降線をたどる中、交流人口と宿泊人口の拡大を目的 に、濁酒特区により行政と農家民宿事業者、ふるさと体験村、NPO、その他の関連団体が連携して「どぶろくの里やさか」づくりを展開します。 農家民宿等の事業者を拡大し、地元の食材を活用した地産地消による郷土 料理と濁酒を提供するとともに、本物の農村生活を体験してもらう機会を 設けて観光客との交流を深めます。また、行政の支援により観光客の窓口 機能を整備し、イベントの企画・運営や濁酒の販路の確保、観光客の組織 化等に取り組みます。

<u>これらの取り組みにより、新たに濁酒を介して本物の田舎暮らしを体験していただき、官民一体となって本区域(旧弥栄村)全体をアピールする中で交流人口と宿泊人口の拡大に努めます。</u>

(2) 農業後継者(新規参入、若年就農、定年帰農)の確保 <u>本区域(旧弥栄村)</u>の基幹産業である農業は、山間地の不利な条件である <u>うえに、</u>近年においては農産物自由化や制度改革の波が押し寄せ、農家の

高齢化と担い手不足もあいまって、ますます厳しい状況となっています。

このような中、今まで受け継いできた農村文化を守りながら、事業者や関係者の経験と知恵を発揮できる生き甲斐づくりの場として、また、農村地域の資源を活用して地域振興につなげるため<u>の切り札として濁酒特区を</u>位置付けます。また、<u>濁酒特区により</u>経済的波及効果が高まり、農業への新規参入や若年就農、ひいては定年帰農に結び付くよう、滞在型観光と農

の交流を深める<u>「しまね田舎ツーリズム」</u>を推進します。自分たちの地域は 自分たちで創りあげていくという、自助と自立の精神により、

<u>過疎化・少子高齢化が進んだとしても、これらの取り組みにより、</u>地域住 民が郷土に大きな自信と誇りを持って暮らすことが実現できることにおい て、特区の重要な意義があると考えます。

- 6 構造改革特別区域計画の目標
- (1) 交流人口と宿泊人口の確保

ここ数年、浜田市への観光客数は下降の一途をたどり厳しい状況が続いていましたが、昨年の石見銀山の世界遺産登録を受け、島根県とりわけ石見地域全体への関心が非常に高まり、その影響から浜田市への観光客数が増加傾向を見せるなど、浜田市の地域振興にとって大きな追い風となる兆しが見えつつあります。

浜田市をアピールする大きなチャンスである現状をうまく活用するため、行政と農家民宿事業者、その他の関連団体が連携し、新たに果実酒を介して本物の田舎暮らしを体験していただき、官民一体となって浜田市全体をアピールし、本区域の一部地域で実施中の「どぶろく特区」との相乗効果により、一層の観光客と宿泊客の拡大に努めます。

(2) 農業後継者(新規参入、若年就農、定年帰農)の確保 浜田市の基幹産業である農業は、

近年においては農産物自由化や制度改革の波が押し寄せ、農家の高齢化と担い手不足もあいまって、ますます厳しい状況となっています。このような中、今まで受け継いできた農村文化を守りながら、事業者や関係者の経験と知恵を発揮できる生き甲斐づくりの場として、また、農村地域の資源を活用して地域振興につなげるため<u>どぶろく特区に続く起爆剤として果実酒特区を</u>位置付けます。また、<u>どぶろく特区と果実酒特区により経済的波及効果が高まり、農業への</u>新規参入や若年就農、ひいては定年

業振興及び定住政策を一体化した取り組みに努めます。

(3) 新規起業による就労の場の確保

本区域(旧弥栄村)には就労の場が少ないため若年層を中心とした労働力人口は都市部へ流出し、産業基盤が脆弱になり雇用が創出できず、さらに労働力人口が流出するという悪循環が地域の活力を奪っています。

<u>濁酒特区では、</u>農家が今ある地域資源や生活基盤を利用しての事業参入が可能なため、比較的リスクを抑えて起業できるというメリットがあります。また、農家民宿や農家レストランによる自家製濁酒の製造とどまらず、開業によって付加される味噌や漬物など独自の関連加工品の製造・販売等を複合的に展開することにより、1次産業から3次産業全般への波及効果が増大し、幅広い新規起業及び新規就農と関連する所得の向上を図ります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的 効果

(1) 期待される相乗効果と波及効果

構造改革特区計画を実施することで濁酒の自家醸造による提供が可能となり、弥栄の地酒「やさか仙人」に加え、集客力の高い新たな地元特産品の誕生により、新規に観光客を誘引することが可能となります。また、田舎本来の温かさやふるさとの良さを再発見することでリピーター客が増加することが予想され、旅館や民宿を中心とした地域の活性化が期待できます。さらには、特区事業へ新規参入する若年就農者や定年帰農者らによる米の生産拡大や消費拡大も期待できます。

来訪者は本区域(旧弥栄村)を「第二のふるさと」と感じ、地域住民は「おもてなしの心」を学ぶとともに、地元の地域資源を再発見するきっかけとなります。また、高齢者は自ら持っている知恵や技術を提供する場所を得て生き甲斐を感じ、地域全体に元気の輪が拡がります。元気な人がいる地域には情報を発信する力が備わり、多くの人々を魅了して何度も足を運ばせる中で、地域の応援団から定住者となります。定住者の多くは人材と情報そして知恵を持ち込むことで、その地域の知名度が口コミにより高まることが期待されます。

帰農に結び付くよう、滞在型観光と農業振興及び定住政策を一体化した取り組みに努めます。

(3) 新規起業による就労の場の確保

<u>浜田市</u>には就労の場が少ないため若年層を中心とした労働力人口は都市部へ流出し、産業基盤が脆弱になり雇用が創出できず、さらに労働力人口が流出するという悪循環が地域の活力を奪っています。

果実酒特区は、どぶろく特区同様、農家が今ある地域資源や生活基盤を利用しての事業参入が可能なため、比較的リスクを抑えて起業できるというメリットがあります。また、農家民宿や農家レストランによる自家製濁酒の製造にとどまらず、開業によって付加される味噌や漬物など独自の関連加工品の製造・販売等を複合的に展開することにより、一次産業から三次産業全般への波及効果が増大し、幅広い新規起業及び新規就農と関連する所得の向上を図ります。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的 効果

(1) 期待される相乗効果と波及効果

構造改革特区計画を実施することで濁酒の自家醸造による提供が可能となり、弥栄の地酒「やさか仙人」に加え、集客力の高い新たな地元特産品の誕生により、新規に観光客を誘引することが可能となります。また、田舎本来の温かさやふるさとの良さを再発見することでリピーター客が増加することが予想され、旅館や民宿を中心とした地域の活性化が期待できます。さらには、特区事業へ新規参入する若年就農者や定年帰農者らによる米の生産拡大や消費拡大も期待できます。果実酒特区においては田舎ツーリズム体験を重視し、本地域への交流人口の増加を実現します。

来訪者は<u>浜田市</u>を「第二のふるさと」と感じ、地域住民は「おもてなしの心」を学ぶとともに、地元の地域資源を再発見するきっかけとなります。また、高齢者は自ら持っている知恵や技術を提供する場所を得て生き甲斐を感じ、地域全体に元気の輪が拡がります。そうした元気あふれる人が地域に増えていくことで、積極的に情報を発信していく力が備わり、多くの人々に何度も足を運ばせる魅力を生み出し、そうして地域のファンとなった人々から定住を選択する方が現れてきます。そして、定住者の多くには人材と情報そして知恵を持ち込みその地域の知名度を口コミにより高めて

濁酒は濁酒に終わらず、地域のメッセンジャーとして観光客を呼び込み、 味付けによっては地域を丸ごと取り込んだ妙薬に変わって地域住民の自信 とやる気につながり、自助と自立の精神により地域の中に、「自分たちでも、 やればできる」という地域づくりに対する新たな気運が醸成されます。

(2) 期待される経済的社会的効果

○観光客の増加

・地域の魅力が向上することで交流人口の増加が期待される。

項目	14年度	16年度	22年度目標
宿泊客数	3, 178人	2,267人	3, 500人
入り込み客数	21,659人	20,055人	30,000人

資料:ふるさと体験村データ(14・16年度)

○新規起業

・農家民宿や農家レストラン、自家製による濁酒製造など新たな起業が期待される。

項目	17年度	18年度	<u>22年度目標</u>
農家民宿等	の <u>4件</u>	4件	<u>7件</u>
開業件数			
自家製によ	る <u>0件</u>	1件	<u>3件</u>
濁酒製造件数	τ		

○農家所得の向上

もらうことが期待されます。

果実酒や濁酒は単なる商品の1つに終わるのではなく、地域のメッセンジャーとして観光客を呼び込み、また地域を丸ごと取り込んだ妙薬に変わって地域住民の自信とやる気の創出へと発展を遂げ、自助と自立の精神により、地域の中に「自分たちでもやればできる」という、地域づくりに対する新たな気運の醸成に大きく貢献します。構造改革特区計画を実施することで果実酒の自家醸造による提供が可能となり、集客力の高い新たな地元特産品の誕生により、新規観光客の誘致が可能となります。また、田舎本来の温かさやふるさとの良さを再発見することでリピーター客が増加することが予想され、旅館や民宿を中心とした地域の活性化が期待できます。さらには、特区事業へ新規参入する若年就農者や定年帰農者らによる果実の生産拡大や消費拡大も期待できます。

(2) 期待される経済的社会的効果

○観光客の増加

・地域の魅力が向上することで交流人口の増加が期待される。

項目	<u>18 年度</u>	<u>19 年度</u>	<u>24 年度目標</u>
宿泊客数	140, 408 人	134, 639 人	142,000 人
入り込み客数	1,738,921 人	1,889,040 人	2,000,000 人

資料:島根県観光動態調査

○新規起業

・農家民宿や農家レストラン、自家製による濁酒や果実酒製造など新たな起業が期待される。

項目	18 年度まで	<u>19 年度</u>	24 年度目標
農家民宿等の開 業件数	<u>5 件</u>	8件	11 件
自家製による濁 酒製造件数	4件	4件	<u>4 件</u>
自家製による果 実酒製造件数	0件	0件	3件

○農家所得の向上

・観光客等の増加により販路拡大や地元で生産される農産物の消費拡大が期待される。

項目	14年度	<u>15年度</u>	22年度目標
農業産出額	390百万円	360百万円	400百万円
農家1戸当た	425千円	439千円	440千円
りの所得			

資料:島根県農林水産統計

○定住人口の増加

・地域の魅力が演出できることで、新規就農者を含めた定住人口の増が期待される。

項目	13年~16度	17年~22年度目標	
定住人口(UIターン)	72人	120人	
うち新規就農者数	17人	30人	

資料: 弥栄村住民基本台帳、弥栄村地域農業マスタープラン

8 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定 事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団 体が必要と認める事項
- (1) 「やさかツーリズム」の推進

本区域(旧弥栄村)の豊かな自然環境や地域資源を活かした<u>都市と農村</u>交流 の拡大を目的とする「やさかツーリズム」を構築するため、

弥学

ツーリズム大学(ふるさと体験村を拠点に、豊かな自然環境や地域資源を活かし、市内外から講師やボランティアを募って組織化して、幅広い視野から

・観光客等の増加により販路拡大や地元で生産される農産物の消費拡大が期待される。

項目	<u>16 年度</u>	<u>17 年度</u>	24 年度目標
農業産出額	374 千万円	366 千万円	380 千万円
農家1戸当たり の所得	342 千円	366 千円	400 千円

資料:鳥根県農林水産統計

○定住人口の増加

・地域の魅力が演出できることで、新規就農者を含めた定住人口の増が期待される。

項目	13 年~19 年度	20 年~24 年度目標
定住人口(UIターン)	122 人	200 人
うち新規就農者数	21 人	41 人

資料:浜田市

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

濁 酒 : 浜田市の区域の一部(旧弥栄村)

果実酒 : 浜田市の全域

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定 事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団 体が必要と認める事項(1)「はまだツーリズム」の推進

浜田市の豊かな自然環境や地域資源を活かした<u>都市との</u>交流の拡大を目的とする「はまだツーリズム」を構築するため、果実酒特区においては農家レストランなどの利用者を中心に柿の収穫から果実酒製造までの工程を実際に体験していただくツーリズム体験を、濁酒特区においては弥栄ツーリズム大学(ふるさと体験村を拠点に、豊かな自然環境や地域資源を活かし、市内外から講師やボランティアを募って組織化して、幅広い視野からグリーンツーリズムの概念や実践方法、技術論等を学ぶための市民学習講座を開講す

グリーンツーリズムの概念や実践方法、技術論等を学ぶための市民学習講座を開講する)や農村ワーキングホリデー(協力農家を登録し、県内外の大学生や広島市圏域の市民などをターゲットにした農業体験や民泊の斡旋を行い、都市と農村の交流を推進する)などをNPOや旅行業者等と連携しながら、<u>弥栄</u>の魅力を演出するための仕掛けづくりを推進します。

また、

ふるさと案内人事業として、弥栄案内ガイド、炭焼き体験指導、そば打ち指導、西陣織指導、有機栽培指導、カブトムシ飼育指導、トレッキングガイド、ウォーキングツアーガイド、森林インストラクター、地酒と郷土料理を楽しむ講座などの講師や指導者<u>を</u>登録し、

(2) 特区内で開催されるイベントのタイアップとどぶろく祭り_____ の推進

(3) 事業主体支援の推進

特定事業推進のため、市役所産業経済部商工観光課及び商工会や酒米生産 者連絡協議会、食生活改善推進協議会 などの関係 各機関と連携して「ふるさと弥栄どぶろく特区推進協議会」を設立し、①安 定した経営②イベントへの参加②情報発信③酒と食(郷土料理)の研究④全 国の 濁酒特区推進自治体とのネットワーク等の仕組みを体系的に構 築して、事業推進のための体制づくりを進めます。

また、島根県や財団法人ふるさと島根定住財団、農業委員会、地元自治会、 NPO等とも連携して、総合的に事業主体の支援を推進します。

このほか、事業主体間の情報交換や交流等を目的に特定事業研究会を発足させ、新規開業に向けた勉強会や経営管理、集客方法、接客応対、田舎体験 やおもてなしのメニューづくりなどの勉強会を開催し、農家民宿及び農家レストラン経営の開業・運営ノウハウを構築して共有を図ります。

る)や農村ワーキングホリデー(協力農家を登録し、県内外の大学生や広島市圏域の市民などをターゲットにした農業体験や民泊の斡旋を行い、都市と農村の交流を推進する)などを中心にNPOや旅行業者等と連携しながら、浜田市の魅力を演出するための仕掛けづくりを推進します。

また、果実酒特区ではセミナー開催などによる地域の魅力啓発と実践者間の連携を推進し、濁酒特区ではふるさと案内人事業として、弥栄案内ガイド、炭焼き体験指導、そば打ち指導、西陣織指導、有機栽培指導、カブトムシ飼育指導、トレッキングガイド、ウォーキングツアーガイド、森林インストラクター、地酒と郷土料理を楽しむ講座などの講師や指導者の登録などを通して、ふるさと浜田を丸ごと楽しんでもらえるため、新市の特性や個性を活かした新浜田市としての面的なツーリズムの展開と情報発信、組織づくりとはまだツーリズム推進のための受け皿を担う人材育成を進めます。

(2) 特区内で開催されるイベントのタイアップとどぶろく祭り<u>、西条柿祭</u>りの推進

特区内で開催されるイベントはもとより、地域の伝統芸能である石見神楽や秋祭りに合わせて、祭事に共催する形で「どぶろく祭り」<u>や「西条柿祭り」</u>を催し、訪れた方々と交流を図りながら<u>果実酒や濁酒</u>でもてなすことにより、浜田市のファンの獲得と交流人口の拡大に努めます。

(3) 事業主体支援の推進

特定事業推進のため、市役所産業経済部産業政策課及び商工会・商工会議所や西条柿生産者組合、酒米生産者連絡協議会、食生活改善推進協議会などの関係各機関と連携して、平成19年12月に設立された、浜田市ツーリズム協議会を母体とし、①安定した経営②イベントへの参加③情報発信④酒と食(郷土料理)の研究⑤全国の果実酒や濁酒特区推進自治体とのネットワーク等の仕組みを体系的に構築して、事業推進のための体制づくりを進めます。また、島根県や財団法人ふるさと島根定住財団、農業委員会、地元自治会、NPO等とも連携して、総合的に事業主体の支援を推進します。

このほか、事業主体間の情報交換や交流等を目的に特定事業研究会を発足させ、新規開業に向けた勉強会や経営管理、集客方法、接客応対、田舎体験 やおもてなしのメニューづくりなどの勉強会を開催し、農家民宿及び農家レストラン経営の開業・運営ノウハウを構築して共有を図ります。

(別紙)

1 特定事業の名称

707 特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、 民宿、料理飲食店など) <u>を併せて営む農業者で、自ら生産した米</u> を原料として濁酒を製造しようとする者

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容

本区域 (旧弥栄村) の既存の地域資源と濁酒を活用した都市と農村との交流を促進し、農村地域の活性化を図るために、「ふるさと弥栄どぶろく特区」内で酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において<u>自ら生産した米</u>を原料として濁酒を製造して提供します。

農家民宿や農家レストランでの交流はもとより、特区内で開催されるイベントや秋祭り、石見神楽等に合わせて「どぶろく祭り」を催し、訪れた観光客との交流を深めます。年間を通して地域の様々な風情や文化を活かして農村生活を演出し、豊かな自然や人情厚い人々とのふれあいにより交流人口の飛躍的な拡大を実現するとともに、農業所得の向上と新規就農を

(別紙)

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

濁 酒 : 浜田市の区域の一部(旧弥栄村)

果実酒 : 浜田市の全域

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、 民宿、料理飲食店など)を営む農業者で、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る) を原料として特定酒類(その他の醸造酒(以下「濁酒」という。)又は果実酒)を製造しようとする者

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日
- 4 特定事業の内容

③濁酒特区

旧弥栄村の既存の地域資源と濁酒を活用した都市と農村との交流を促進し、農村地域の活性化を図るために、「ふるさと弥栄どぶろく特区」内で酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として濁酒を製造して提供します。

農家民宿や農家レストランでの交流はもとより、特区内で開催されるイベントや秋祭り、石見神楽等に合わせて「どぶろく祭り」を催し、訪れた観光客との交流を深めます。年間を通して地域の様々な風情や文化を活かして農村生活を演出し、豊かな自然や人情味溢れる人々とのふれあいにより交流人口の飛躍的な拡大を実現するとともに、農業所得の向

含めた雇用の場の確保につなげます。

この場合において、本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の 酒類の製造場において濁酒を製造するため濁酒の製造免許を申請した場 合には、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準(年間6kl))の特例 措置を講じます。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストランを<u>併せ</u>営む農業者が、自ら生産した米を原料として

濁酒を製造する場合

上と新規就農を含めた雇用の場の確保につなげます。

この場合において、本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の 酒類の製造場において濁酒を製造するため濁酒の製造免許を申請した場 合には、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準(年間6k1))の特例措 置を講じます。

②果実酒特区

浜田市の既存の地域資源と果実酒を活用した都市と農村との交流を促進し、農村地域の活性化を図るために、「ふるさとはまだ果実酒特区」内で酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る) を原料として果実酒を製造して提供します。

この場合において、本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己 の酒類の製造場において果実酒を製造するため果実酒の製造免許を申請 した場合には、酒税法第7条第2項(最低製造数量基準(年間6k1)) の特例措置を講じます。

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

- (2) 事業が行われる区域
 - ① 濁酒特区

浜田市の区域の一部(旧弥栄村)

② <u>果実酒特区</u>浜田市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記 2 に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るため特定酒類を製造します。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストランを営む農業者が、米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原料として特定酒類を製造する場合

<u>において、</u>製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類造免許を受けることが可能となります。

農家等の事業者が観光客をもてなすうえで、<u>濁酒</u>を提供することが可能になることにより、地域特性を活かした交流に大きな魅力を加えることとなり、交流人口の拡大と農家所得の向上が期待されます。また、<u>濁酒</u>製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができ、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特区の適用が不可欠です。

なお、<u>濁酒</u>の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、酒税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

<u>において、</u>製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、 酒類製造免許を受けることが可能となります。

農家等の事業者が観光客をもてなすうえで、<u>特定酒類</u>の提供が可能になることにより、地域特性を活かした交流に大きな魅力を加えることとなり、交流人口の拡大と農家所得の向上が期待されます。また、<u>特定酒類</u>製造への取り組みは、小規模ながらも新たな起業と捉えることができ、農村地域に根ざした自発的な取り組みの広がりによる地域の活性化を図るためにも、当該特区の適用が不可欠です。

なお、<u>特定酒類</u>の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、酒税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

市は、無免許製造を防止する為に制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行います。